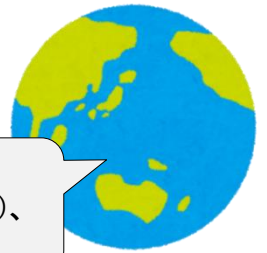


市民の皆さまによる自主的・自発的な姉妹都市交流を応援！

大阪市の姉妹都市との 交流事業に助成します！！

国際交流団体やNPO、市民ボランティア団体等が実施する、
大阪市の姉妹都市との交流事業に対して、
事業実施経費の2分の1の補助金を交付します。



【大阪市の姉妹都市】

サンパウロ（ブラジル）、シカゴ（アメリカ）、上海（中国）、メルボルン（オーストラリア）、
サンクト・ペテルブルグ（ロシア）、ミラノ（イタリア）、ハンブルク（ドイツ）

どんな事業が
対象になるの？



- ・姉妹都市交流について広く市民と共有できる、自主的・自発的な事業
- ・市民の参加が見込まれ、事業実施後も姉妹都市との交流の継続が期待できる事業
- ・国内外の関係（公的）機関と連携するなど、公共性・公益性が認められる事業
- ・大阪市内もしくは姉妹都市内で実施する事業
- ・申請団体が自主的に企画・運営する、営利を目的としない事業
- ・公序良俗に反しない事業
- ・政治活動や宗教活動を目的としていない事業
- ・大阪市からの他の補助を受けていない事業

※ 対象事業は渡航を伴うものに限られません。

たとえば・・・

- ・姉妹都市の文化や風習などを紹介する講演会
- ・姉妹都市に関するテーマについて学習するワークショップ
- ・姉妹都市の団体と共同開催する絵画展や写真展、演奏会
- ・大阪市と姉妹都市の青少年による交流事業
- ・姉妹都市内の学校とのオンラインでの交流会

などが対象事業となります。



フラワーアート制作



防災学習会

補助タイプ

①ステップアップ枠

補助上限：50万円

募集件数：5件程度

対象：姉妹都市交流事業を開始して3年超の補助対象団体による補助対象事業で、交流者が100名以上の事業

②チャレンジ枠

補助上限：20万円

募集件数：5件程度

対象：補助対象団体による新たな補助対象事業と大阪市が認めたもので、交流者が20名以上の事業

募集期限

令和6年2月29日（木）まで

事業実施期間 交付決定通知日(令和6年4月上旬予定)～令和7年3月31日

事業実施場所 大阪市内、もしくは姉妹都市内

補助対象経費 事業実施に直接必要と認められる経費が対象です。
※事業実施期間中に支出されるものに限り、
※団体の運営にかかる経常経費、備品など団体の資産に係る経費、飲食費等は対象外です。
※補助金額は対象経費となる金額の2分の1です。(消費税及び地方消費税を除く)

応募資格

- ・大阪市内に主要な事務所又は活動拠点を有していること
- ・大阪市内での活動実績を有していること
- ・対象事業を主催すること

応募方法 申請書に必要事項を記載し、必要書類を添付してご提出ください。

ア 大阪市姉妹都市交流推進事業補助金交付申請書
イ 事業計画書
ウ 収支予算書(カタログや見積書など、積算の根拠を必ず添付してください。)
エ 団体概要(定款、寄附行為、会則など、団体の存在が証明できるもの)
オ 姉妹都市交流事業の開始年度および実績が確認できる書類
カ その他市長が必要と定める書類

選考方法 申請書類の審査、申請団体によるプレゼンテーション、外部の有識者による選考を経て、補助の可否、金額を決定します。

選考基準

- ・姉妹都市交流について広く市民と共有できること <交流の共有>
- ・国内外の関係(公的)機関との連携のもと、姉妹都市間の交流を促進できること <協働・連携、公共性>
- ・継続的な効果の波及、今後の発展が期待できること <継続性・発展性>
- ・応募事業を確実に実施できる能力・組織体制を有していること <実現性>

詳しくは、大阪市ホームページ「大阪市姉妹都市交流推進事業補助」をご覧ください。
<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000612307.html>

【問合せ先、書類の提出先】

大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当(都市間交流)
〒559-0034 大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビル O's 棟南館4階
TEL: 06-6615-3748
メールアドレス: ga0005@city.osaka.lg.jp